７　出席簿

出席簿とはその学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにする表簿である。

学校教育法施行令

第19条

(1) 授業日

学校教育法施行規則

第25,59,79条

小中学校の学年は，４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

(2) 休業日

公立小中学校における休業日は，次のとおりとする。ただし，ウに掲げる日を除き，特別の必要がある場合は，この限りではない。

ア　国民の祝日に関する法律に規定する日

学校教育法施行規則

第61条

イ　日曜日及び土曜日

ウ　学校教育法施行令第29条により教育委員会が定める日

市町学校管理規則

（学年始，夏季，冬季，学年末等における休業日及び体験的学習活動等休業日は，各市町の学校管理規則を参照する）

夏季休業期間中における児童・生徒の登校日等は，それが教育課程として実施されたものでない限りは授業日とはみなさないこと。（８月の出席簿は記載しなくても頁を設けること。）

(3) 出席停止

ア　市町教育委員会は，性行不良であって他の児童・生徒の教育に妨げがあると認める児童・生徒があるときは，その保護者に対して，児童・生徒の出席停止を命ずることができる。その場合は，保護者への聴取と文書での通知をしなくてはならない。

市町学校管理規則

学校教育法 第35条

※　本人に対する懲戒という観点からでなく，学校の秩序を維持し，他の児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。

イ　校長は，感染症にかかっている，その疑いがある，又はかかるおそれのある児童・生徒があるときは，政令で定めるところにより，出席を停止させることができる。

学校保健安全法

第19条

(4) 臨時休業日

ア　非常変災等の臨時休業

学校教育法施行規則

第63条

非常変災その他急迫の事情があるときは，校長は，臨時に授業を行わないことができる。この場合において，公立小中学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。

イ　感染症予防等の臨時休業

学校保健安全法

第20条

学校の設置者は，感染症の予防上必要があるときは，臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

学校の設置者は，その事務を校長に委任することができる。

学校保健安全法

第31条

(5) 祝日・週休日の振替授業

特別の必要があるときは，祝日・週休日に授業を行うことができる。

校長は，教育上必要があり，かつ，やむを得ない事由によって休業日を授業日とし，授業日を休業日とするときには，あらかじめ，その年月日及び事由について教育長の承認を受けなければならない。

市町学校管理規則

(6) 出席扱い

不登校の児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき，一定の要件を満たす場合には指導要録の出欠の記録において出席扱いとすることができる。このとき，「出席日数」の内数として出席扱いとした日数及び児童・生徒が通所又は入所した適応指導教室等の施設名を記入すること。

R1.10.25(文科省)

不登校児童生徒への支援の在り方について

病院や自宅等で療養中の病気療養児に対しては，同時双方向型授業配信を行った場合，校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる。

H30.9.20(文科省)

小･中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について

出席簿の記入等の留意事項（参考）

１　毎月提出し，校長，学籍係欄に検印を受ける。

２　８月分も作成する。

３　毎月１日現在の児童・生徒数を記入する。

４　法定表簿なので，鉛筆で記入しない。

５　訂正は二重線で抹消し，訂正印を押す。

（消しゴムや修正液は使用しない。）

６　児童・生徒の転入等があった場合は，氏名ゴム印を押印し該当の欄外にその旨記載する。転入前日まで横線で消しておく。

指導要録と月日が一致すること。

７　月々の合計（出席日数・欠席・忌引・遅刻・早退等）が０のときは，空欄にしても０を記入してもよい。（ただし学校内で統一しておくほうが望ましい）